



ストーカー・DV相談

少年女性安全対策課

ストーカー・DVは一人で悩まず相談を!!

■「ストーカー行為」について

「ストーカー行為」とは恋愛感情、好意の感情、好意が受け入れられなかったことに対する怨恨の感情を満たす目的で、あなたや家族などに、次の8つの行為を繰り返し行うことをいいます。

- ①つきまとい、待ち伏せ、うろつき
- ②監視していると告げる行為
- ③面会、交際の要求
- ④乱暴な言動
- ⑤無言電話、連続しての電話・ファックス・電子メール
- ⑥汚物等の送付
- ⑦名誉を傷つける
- ⑧性的羞恥心の侵害



■DV(配偶者からの暴力)とは

DVには、身体的暴力・精神的暴力・性的暴力・経済的暴力がありますが、保護命令の対象となる暴力は、**身体的暴力と生命又は身体に危害を加えること(「殺す、殴る」など)**を告げて行う脅迫です。

DVの対象は、夫婦間のもとより、結婚を前提としない恋人同士の間棲者間(生活の本拠を共にする交際関係)も含まれます。

■保護命令とは

裁判官が加害者に発する命令のことで、**退去命令・接近禁止命令・電話等(8項目)禁止命令**があります。



■相談窓口

被害に遭ったら、一人で悩まず、ためらわず近くの**警察署又は警察本部総合相談室(#9110又は☎088-823-9110)**に相談してください。

また、DV相談や離婚相談については、配偶者暴力相談支援センターである**女性相談支援センター(☎088-833-0783)**でも対応しており、女性相談員が電話や面接での相談対応をしています。

■少年女性安全対策課について

ストーカー・DVへの対応を強化することを目的に、昨年4月1日に少年課と生活安全企画課内の人身安全対処室が合併して、少年女性安全対策課が発足しました。

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前 9:00~12:30	○	○	○	○ 13:00 まで	○	○
午後 2:00~5:30	○	手術	○	△	○	▲

▲第2、4土曜日 午後1:30~4:00
 ▲第1、3、5土曜日 午後休診
 休診/木曜午後 日曜祝日

やまおか眼科

有料広告

院長 山岡 昭宏

いの町新町20-1

TEL (088) 893-5161

■日帰り白内障手術

■OCT(光干渉断層計)